役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

（目的及び意義）

第１条　この規程は、公益財団法人群馬県環境検査事業団（以下「この法人」という。）定款第１３条及び第２６条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

（定義等）

第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。

（２）常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。

（３）非常勤役員とは、役員のうち常勤役員以外の者をいう。

（４）報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第５条第１３号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。

（５）費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

（報酬等の支給）

第３条　この法人は、役員等の職務遂行の対価として報酬等を支給することができる。

２　常勤役員の報酬は月額とし、非常勤役員等に対しては理事会又は評議員会出席等、必要の都度、定額を支払うことができる。

３　第１項及び前項の規定にかかわらず、職員を兼務する役員等には、職員給与規程に基づき給与を支給し、報酬を支給しない。

（報酬等の額の決定）

第４条　常勤役員の報酬月額は、３０万円以下とする。

２　非常勤の役員等の報酬は、理事会又は評議員会の出席（理事会又は評議員会が書面で開催された場合であって、役員等が書面又は電磁的記録により議決権を行使した場合を含む。）の都度、一律源泉徴収後１万円を支給する。

３　会計監査における監事の報酬は、１回３万円を支給する。ただし、監査に要する時間が６時間を超える場合は、１時間毎に６千円を支給する。

４　理事長については、その職務を円満に遂行した場合は、退職慰労金として在任期間１年につき２０万円を支給する。

（報酬の支給日）

第５条　報酬は、常勤役員にあっては、月額をもって、毎月一定の定まった日に支払うものとし、非常勤の役員等にあっては、理事会又は評議員会出席等、必要の都度、支払うものとする。

（報酬等の支給方法）

第６条　報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

（費 用）

第７条　この法人は、役員等がその職務の遂行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

（公 表）

第８条　この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第２０条第１項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

（改 廃）

第９条　この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

（補 則）

第１０条　この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承諾を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、公益法人の設立の登記の日（平成２４年４月１日）から施行する。

改正附則（平成２４年５月２４日改正）

この改正規程は、公布の日から施行する。

改正附則（令和３年３月２６日改正）

この改正規程は、公布の日から施行し、第４条第２項の規定については、令和２年４月１日から適用する。